

東京都入札監視委員会第1回第二監視部会 審議概要

開催日及び場所	令和3年9月15日(水) 都庁第一本庁舎35階第一入札室	
委員	日本大学総合科学研究所客員教授 有川博 (部会長) (元)会計検査院官房審議官 飯塚正史 公認会計士 片桐春美 東京家政学院大学現代生活学部生活デザイン学科教授 小池孝子 計4名(敬称略) ※各委員はオンラインによる参加	
審議対象期間	令和2年7月1日～令和2年9月30日	
抽出案件計	4件	(備考)
一般競争	0件	
指名競争	3件	
随意契約	1件	
	意見・質問	回答
委員からの意見・質問、それに対する回答等	<b>&lt;議案1&gt;(高額事案)</b> 旧都立府中療育センター(2)空調その他設備改修工事 [特命随意契約]	
	Q なぜこの事業者を特命随意契約の相手先としたのか。	A 本施設を新型コロナウイルスの専用病棟として整備するに当たり最も重要となるものは、換気対策となる空調設備である。 限られた工期の中で施工するためには、過去本施設の大規模な空調設備工事を実施した本事業者しかできないと判断した。
	Q 短期間で予定価格をどのように算定したのか。	A 都単価と見積単価を分けて積算を実施した。 また、見積単価については、都の同種工事の状況等を踏まえて精査し予定価格に反映させている。
	Q 契約変更額が高額となったが、その理由は。	A これまで経験したことのない専用病棟ということもあり、契約後においても、施設の運営方針が変更していった。 それに伴い、換気対策や感染予防対策を強化するという観点と患者の療養環境を改善するという観点で、空調設備等の増強のために契約変更が生じた。

意見：緊急性があるため特命随意契約とすることは妥当である。事業者選定や契約金額については、記録をしっかり整理し、十分な説明ができるようにしていただきたい。	
<b>&lt;議案2&gt; (同一事業者長期継続受注事案)</b> <b>海のふるさと村取付道路改修工事</b> [希望制指名競争入札]	
Q 辞退者に対して辞退理由を聴取したのか。また、辞退したことによるペナルティは課したのか。	A 全者辞退の場合はヒアリングを行うが、今回は1者のため実施していない。また、辞退に伴うペナルティは課していない。
Q 島外の事業者を除外しているのはどういった理由からなのか。	A 島内の経済活性化や雇用の創出等といった観点で、島内に事業所を有する事業者を優先して指名している。
意見：同一受注者の長期受注の改善に向け、どのような工夫ができるのか検討していただきたい。	
<b>&lt;議案3&gt; (一者入札の事案)</b> <b>落合水再生センターせせらぎの里管理棟</b> <b>ほか1か所建物改良工事</b> [希望制指名競争入札]	
Q 希望10者から5者を指名したとのことであるが、どのような考え方で指名したのか。	A 指名基準に基づき指名を行っている。本件は、予定価格が発注等級の下限に近いため、当該等級と直近下位の等級の者を指名した。
Q 「見積金額が当初の見込みより過大となった」という辞退理由があるが、予定価格はどの段階から公表しているのか。	A 各事業者から希望票を受け付ける段階で公表している。 仕様書や詳細な図面等は、指名通知後に渡していることから、このような理由での辞退が発生するのではないかと。
Q 希望業者に対する指名のルールについて資料に基づいた説明をいただきたい。	A 後日、内容を確認して対応する。
意見：予定価格事前公表については、競争性を阻害することのないように工夫を重ねながら運用していただきたい。	
<b>&lt;議案4&gt; (高落札率事案)</b> <b>大田区仲池上二丁目20番地先から同区池上三丁目9番地先間外1か所配水小管布設替工事</b> [希望制指名競争入札 (総合評価方式)]	

	<p>Q 予定価格が事前公表にも関わらず、なぜ低入札調査制度が適用となったのか。 また、入札額が低価格とも思えない金額だが、調査基準価格はどのように設定しているのか。</p>	<p>A 予定価格は事前公表であっても、調査基準価格は落札後に公表するため、入札額が調査基準価格を下回することはある。 また、調査基準価格は国の定めた基準を都でも採用しており、計算方法も公表している。</p>		
	<p>意見：総合評価方式における失格基準の適用を改め、価格点の算定方法を変更したことについて、他の自治体と情報共有を図っていただきたい。</p>			
委員会による報告又は意見の具申	<p>議案1から議案4までについて、入札契約手続は規定のルールどおりに運用されているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			
談合情報案件	項目	工事	物品・業務	件数計
	談合情報	0件	2件	2件
	うち検討結果疑義	0件	0件	0件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答	
	<議案5>			
	Q 入札の実施を取りやめた理由は何か。		A 本件は、事業者側職員側双方の調査が必要だったが、職員側の調査が完了するまでに時間がかかる見込みとなったことから、契約手続を中止した。	
	Q 談合情報処理が完了したのであれば、現在、本契約を実施していないのはなぜか。		A 業務委託契約としては実施していないが、人材派遣契約に変更して業務を実施している。	
	意見：契約の必要性などを念頭に、事務処理を進められたい。			
	<議案6>			
	Q 記載されている徴取内容が分かりにくい表現となっているので、もっと正確な記事にすべきではないか。		A 今後は、より正確に記載すべき部分については、記載方法を工夫していきたい。	
委員会による報告又は意見の具申	<p>談合情報処理は規定のルールどおりに行われているが、個々に付された意見への対応を求める。</p>			